

提 言 書

パートナーシップによる高い市民満足度を目指して

平成 1 7 年 5 月

ながれやま 2 1 パートナーシップ市民会議

はじめに

私たち市民会議は、平成16年9月25日から公募による市民17名と学識経験者1名の18名が流山市の新たなパートナーシップの構築を目指すために8回にわたる協議を重ねてまいりました。

今回、市民会議では、流山市の新たなパートナーシップを推進するため、「高い市民満足度」をキーワードに、積極的な意見交換が行われ、市民会議からの提言書としてまとめました。

この提言書が、今後、策定される(仮称)ながれやま21パートナーシップ指針に反映されると共に、市民と行政とのパートナーシップが推進されることを期待いたします。

平成17年5月10日

ながれやま21パートナーシップ市民会議

会 長 米山 孝平

副会長 福井 紀江

伊藤 忠儀

奥田 修久

櫻村 あい子

片岡 興一

金井 直美

木村 正夫

酒井 睦夫

佐野 和男

鈴木 敏彦

高橋 義武

寺澤 猛

二宮 功

鳩原 吉也

山下 欽之助

吉川 浩正

コーディネーター 田中 尚輝

目 次

1	背景と必要性	・・・P4
2	パートナーシップの理念	・・・P5
3	パートナーシップ確立の目的	・・・P5
4	パートナーシップを進めるうえでの基本原則	・・・P5
5	パートナーシップが発揮されるための 市民と行政の役割	・・・P6
6	期待される効果	・・・P7
7	パートナーシップを発揮するための 制度やしきみづくり	・・・P7
	(参考資料)	・・・P9～
	(資料1)	
	・用語の解説	
	(資料2)	
	・ながれやま21パートナーシップ市民会議開催状況	
	(資料3)	
	・ながれやま21パートナーシップ市民会議設置等に関する要綱	

1 背景と必要性

21世紀を迎え、社会情勢の変化や市民ニーズの多様化がますます加速する中、行政だけが公共サービスを主体的に推進するだけでは、時代のニーズに的確に対応できなくなりました。そうした激変する時代の変化に対し、多様性、先駆性及び創造性などを兼ね備えたNPO活動に代表される市民活動が求められるようになりました。これからのまちづくりは市民と行政が、それぞれ担い手として公共サービスを推進する時代、すなわち、パートナーシップによる協働のまちづくりを構築していくことが必要と考えます。

(1) 行政の運営環境の変化からの要請

ア 地方分権の進展とそれによる都市間競争の激化への対応

国の方針としての地方分権が、今後ますます進んで行く中で、従来为国や県の政策に基づいた自治体の行政運営は、今後、過去とは大きく異なり、「市民満足」を目指して、自主判断と自己責任による、力強い政策展開が求められています。

もし、これらが停滞した場合、近隣都市との競争にも遅れをとり、つくばエクスプレスの開通に伴う明るい未来都市を志向した健全な発展を目指す本市の将来にも、大きな影を落すことになりかねません。

そこで、このような都市間競争を勝ち抜き、さらに安定的な市政運営を推進するために、職員のみならず、民間の知識、技能、技術などの地域資源の的確な活用が、有効な手立てとして必要になるものと考えます。

イ 財政健全化のための業務運営方法の見直し

流山市は現在、財政危機に直面しているため、この改善に向けて、行財政改革を推進しています。

この中の大きな柱の一つに、業務の質・量などの内容を見直しすることで、行政コストの削減を図ろうとする改革策があります。

また、この改革に伴い、これからの5年間で約170名を削減するという計画があります。この改革が実施されますと、行政コストが削減される反面、市民への行政サービスの低下が懸念されます。

そこで、行政サービスの低下を防止すると共に、むしろさらなる市民サービスの向上を目指し、「市民と行政の協働」を図り、外部委託を積極的に推進するなど市民参加型による、そして市民が納得することができる業務運営

を実施する必要があります。

(2) 市民サイドからの要請

ア 市民の価値観の個性化による市民ニーズの多様化が進んでいます。

また、市民生活の環境も変化し、少子高齢長寿化・地域交流の希薄化・生活圏犯罪の増加等により、新しい行政サービスが必要となっています。

イ 団塊の世代が、退職時期を迎え、団塊世代のノウハウを活かす観点から、行政への「参画」や「行政との協働」の声が増大すると考えられます。これらへの対応として、「行政」と「市民」が共に手を携えて協働していく「市民参画」や「協働」が、これからの行政運営でとても大切です。

協働が増加してくると、両者の関係やお互いのパートナーとしての心構え（パートナーシップ）を明確にしておく必要があります。

ウ 例えば、災害時においても効果的で円滑な対応を可能にするのも、普段の行政と市民の連携が大切です。この観点からも日常的な「パートナーシップ」が要請されます。

2 パートナーシップの理念

「高い市民満足度」を目指して、市民と行政が共に手を携えて、知恵と汗を出し合い、協力し合うこととします。

3 パートナーシップ確立の目的

「市民参画」や「市民と行政との協働」の活発化と円滑な推進を目指して、これからの市民と行政の新たな関係を構築することを目的とします。

4 パートナーシップを進めるうえでの基本原則

市民と行政が「市民参画」や「協働」を推進する上で、共通認識とすべき基本原則は次のとおりです。

(1) 対等性の原則

お互いに対等という関係を心がけ、行政運営のパートナーとしての意識を持つことが必要です。

(2) 自主性・自立性尊重の原則

市民の活動が自主的かつ自己責任で活動することを理解し、その主体性を尊重することが必要です。

(3) 目的共有の原則

お互いの活動を円滑に推進し、効果を挙げるために、達成しようとする目的を共有することが必要です。

(4) 相互理解の原則

お互いの価値観や行動原理が異なっても、双方の立場や特性を理解し、尊重した上で、双方の役割を果たすことが必要です。

(5) 公開透明性の原則

お互いに、説明責任を果たし、広く市民の理解を得るように努めると共に、市民参画や協働への機会を広く確保する観点から、そのプロセスや結果などを可能な限り公開することが必要です。

法律などで公開が制限されている情報及び公開することにより悪影響が懸念される情報は除く

5 パートナーシップが発揮されるための市民と行政の役割

(1) 市民の役割

ア 市民は行政運営に関心を持ち、前記の「理念」と「基本原則」に基づき、企画・実施・評価の各段階で行政運営に積極的に参画することが必要です。

イ 「市民参画」や「協働」にあたり、「市民満足度」向上のため、市民の目線で、民間で培われた能力やスキルを発揮して、行政運営に協力することが必要です。

(2) 行政の役割

ア 企画・実施・評価の各段階で「市民参画」や「協働」を積極的に推進すると共に、当パートナーシップを十分理解して、円滑な推進を図ることが必要です。

イ そのために、「市民参画」と「協働」の目標を設定した計画や推進状況など必要な情報を積極的に公開することが必要です。

ウ 「市民参画」や「協働」が促進され、円滑に推進されるために有効な、しくみや手続き・手順などを策定すると共に適時見直しを図ることが必要です。

エ 「市民参画」や「協働」の成り行きを把握して、問題があればパートナーに改善申し入れなどの措置を行うことが必要です。

6 期待される効果

市民の市政への参画や協働が促進されると共に、その円滑な運営が図られ、次の効果が期待できます。

- (1) 市民の英知が集まり、良質な行政サービス実現の一助となります。
- (2) 行政の活性化促進の一助となります。
- (3) 参画する市民の社会活動及び就労の場が生まれると共に、“生きがい”の一助になります。
- (4) 市民の健康や介護予防に寄与して、“元気市民”づくりの一助となります。
- (5) 上記の(1)から(4)により、行政運営の効率化と行政コストの削減が図れます。

7 パートナーシップを発揮するための制度やしきみづくり

(1) 「市民参画」「協働」実現のための受け皿づくり

受け皿となりうる市民活動の育成が急務です。そのためには、市民の「市民参画」「協働」について、意識付けと意欲向上のための啓蒙活動が大切です。その提案として、例えば、小学校区単位での出前説明会の実施を図り、説明内容は、「市民参画」「協働」についての行政の基本方針や今後のビジョン、さらには本提言の主旨と内容の説明です。

(2) 協働まちづくりの実現のための多様な支援策の検討

協働に通じる市民活動が成長するための支援も急務です。支援策は、活動拠点となる場所や設備等、場の支援と協働による新しい公共サービスを生み出す市民活動育成のための補助金や助成金、寄付、基金及び税制優遇措置などの多様な活動資金にかかわる支援策の検討が必要です。そして、行政が行っていた公共サービスを市民活動で行えるものは市民への事業委託を推進することが必要です。

(3) パートナーシップ協定の策定と締結

市民の「市民参画」及び「協働」の推進にあたっては、協働まちづくり活動(事業)ごとに業務内容についての委託契約に加え、お互いの立場を尊重するなどの他、次の内容を盛り込んだ「パートナーシップ協定」を締結することが必要です。

(ア) 事業ごとに望ましい協働のあり方を事前に十分議論すること。

(イ) 協働まちづくりの開始後、定期的に情報交換や意見交換など話し合える場を設けること。

(ウ) 事業の進捗に応じて、目的を再確認すること。

- (エ) 常に透明性を確保すること。
- (オ) 市民提案の知的所有権の経済的価値を評価・尊重すること。
- (カ) 事業終了後は評価を行い、反省点を次の事業へ反映させること。

(4) 市民活動支援センターの設置

市民活動の支援や育成と「市民参画」「協働」の促進に役立つ諸活動の拠点として、市民活動支援センターを設置することが必要です。

《センターの機能》

- (ア) 市民等の人材の登録と行政等への紹介などのコーディネート。
- (イ) 市民活動や地域活動への支援（起業やNPO法人化及び運営アドバイス）。
- (ウ) 市民活動団体のネットワークづくりと事務局機能。

本提言の主旨から、センターに求められる管理運営の形態は、公設民営が望まれます。

(5) 庁内体制の整備強化

行政の最終目標の「高い市民満足度」を達成するためには、「市民参画」と「協働」を大きな柱とした“行財政改革”をいかに実行するかにかかっています。そのキーポイントがここでいう“庁内を統括する総合企画調整機能”と考えるべきです。

そこで、下記機能を十分に発揮できる庁内組織（市民活動推進室の強化など）やしきみを早急に整備することを要請します。

- (ア) 「市民参画」や「協働」を促進するため、庁内に連絡会議等を設置し、対象となる業務の選考や市民提案に対する協議の仕組みが必要と考えます。
- (イ) 市民活動支援センターと連携した協働まちづくりを広めるための情報共有。
- (ウ) 「協働のまちづくり」として実現された活動（事業）は、その進行管理や成果を評価できる仕組みを作り、公表していくべきです。
- (エ) 行政内部の理解を促進させるため、職員に対する啓蒙と研修が必要です。
 - 市民活動への短期体験参加（出向）制度の創設。
 - ボランティア休暇の活用促進。
- (オ) 契約についての見直しと検討（消費税関連での契約金額の節減など）が必要です。

(資料1)

用語の解説(五十音順)

本提言に使用する用語の概念は次のとおりです。

NPO : 市民が自発的に組織したボランティア団体や市民活動団体を含む民間非
営利組織の総称。

協働 : 異なる環境にあるものや、異なる考え方を持ったものが、互いを理解し
合い、対等な立場で、共通の目的に対して、期限を決めて、協力して活
動すること。

公設民営 : 行政が設置し、民間(NPO等)へ運営を委託する。

市民 : 本市に在住・在勤・在学する個人、市民活動団体(NPO法人含む)自
治会及び市内の企業。

市民活動 : 地域活動やNPO活動など、より豊かでゆとりのある地域社会の形成を
目指し、市民が自発的、積極的に公共的な役割を果たそうとする活動。

スキル : 熟練した技術力。

知的所有権 : 著作権など知的な創作活動による利益に認められる権利。知的財産権。

パートナーシップ : 複数の者が、対等かつ自由な立場で、共通する目的のために協
働できる関係。

プロセス : 手順、方法、過程。

(資料2)

「ながれやま21パートナーシップ市民会議」開催状況

第1回 平成16年9月25日(土)

- 1 会長、副会長選出
- 2 ながれやま21パートナーシップ市民会議設置要綱概要説明
- 3 「市民と行政との協働について」コーディネーターによる講演
- 4 今後の市民会議の日程について

第2回 平成16年11月10日(水)

市内NPO法人、ボランティア団体の活動にあたっての現状及び課題について事例報告及び市民活動を推進する上での意見交換。

(参加団体名：NPO法人さとやま、さわやか福祉の会流山ユースアイネット、流山図書館ボランティアグループ等)

第3回 平成16年11月28日(日)

都市計画マスタープラン策定にあたり市との協働を実践している「まちづくり市民協議会」の事例報告及び意見交換。

第4回 平成16年12月23日(祝)

提言書作成のための意見交換。

第5回 平成17年1月29日(土)

提言書のたたき台について意見交換。

(視察)

平成17年2月16日(水)

提言書作成にあたり先進地である我孫子市を視察。

(視察の内容)

協働に関する指針策定の経緯

当該指針の概要

我孫子市ボランティア・市民活動サポートセンターの概要

第6回 平成17年2月26日(土)
提言書のたたき台について意見交換

第7回 平成17年3月23日(水)
提言書(案)について意見交換

第8回 平成17年4月23日(土)
1 提言書(案)について意見交換
2 提言書の提出について

(資料3)

ながれやま21パートナーシップ市民会議設置等に関する要綱

(目的及び設置)

第1条 公民パートナーシップの構築に向け、市民及びNPOをはじめとする市民活動団体との連携・協働をまちづくりの基本理念と位置付け、具体的な制度や仕組みについて市民等から直接意見・提言をいただき、今後策定を予定している(仮称)「ながれやま21パートナーシップ指針」に反映することを目的に「ながれやま21パートナーシップ市民会議(以下、「市民会議」という。)を設置するものである。

(所掌事務)

第2条 市民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 新しい時代のパートナーシップの構築に向けた基本的な理念や方針について
- (2) (仮称)市民活動支援センターの機能や管理運営のあり方について
- (3) ボランティア・NPO等の市民活動の推進について

(構成)

第3条 市民会議の構成は、公募による市民等のボランティアのほか、会議において専門的な助言等を行う有識者で構成する。

(募集等)

第4条 ボランティアは市の広報紙等で募集する。

2 応募については、応募用紙等により、郵送等又は直接市役所コミュニティ課市民活動推進室に申し込むものとする。

3 応募用紙については別に定めるものとする。

(登録)

第5条 応募した市民等は市民会議ボランティア会員(以下、「会員」という。)として登録する。

2 登録の日から1年間とする。

3 登録の日、市が定める日とする。

(会長及び副会長)

第6条 市民会議に会長及び副会長を置き、会員の互選により選出する。

2 会長は、市民会議を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 市民会議は、必要に応じて会長が召集し、会長が議長となる。

2 市民会議は、会員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 市民会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 市民会議は、公開とする。

(部会)

第8条 会長は、市民会議の円滑な運営を図るため、必要に応じて、部会を置くことができる。

(関係者等の出席)

第9条 市民会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(提言書の提出)

第10条 市民会議は、所掌事務にある事項について、提言書を市長に提出するものとする。

(報償)

第11条 会員はボランティアとして活動することから無償とするものとする。

(事務局)

第12条 市民会議の事務局は、市民生活部コミュニティ課市民活動推進室において行う。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が市民会議に諮って、別に定める。

附則

この要綱は、平成16年6月11日から施行する。

